

令和6年6月27日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和6年6月25日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表 ……………	1
2 神奈川県県税条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表 ……………	8
3 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例 新旧対照表 ……………	28

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年神奈川県条例第71号）新旧対照表

改 正			現 行		
(特定個人情報に係る個人番号の利用) 第2条 知事又は教育委員会（法令の規定により法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務（以下「特定個人番号利用事務」という。）の全部又は一部を行うこととされている者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により事務を処理することとされた市町村の長を除く。）がある場合にあつては、その者を含む。）は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、 <u>同号に規定する利用特定個人情報</u> であつて自らが保有するものを効率的に検索し、及び管理するために個人番号を利用することができる。			(特定個人情報に係る個人番号の利用) 第2条 知事又は教育委員会（法令の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務_____の全部又は一部を行うこととされている者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により事務を処理することとされた市町村の長を除く。）がある場合にあつては、その者を含む。）は、 <u>同欄に掲げる事務</u> _____を処理するために必要な限度で、 <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であつて自らが保有するものを効率的に検索し、及び管理するために個人番号を利用することができる。		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
執行機関	事 務		執行機関	事 務	
1～5 (略)	(略)		1～5 (略)	(略)	
6 知事	肝炎患者等（肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第2条第3号に規定する肝炎患者等をいう。）に対する医療の給付等に関する事務であつて規則で定めるもの		(新規)		
7 知事	先天性血液凝固因子欠乏症又は血液凝固因子製剤に起因するヒト免疫不全ウイルス感染症の患者に対する医療の給付に関する事務であつて規則で定めるもの		(新規)		
8 知事	スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性すい炎又はプリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）の患者に対する医療の給付に関する事務であつて規則で定めるもの		(新規)		
9～12 (略)	(略)		6～9 (略)	(略)	
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報	執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報
1 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支	(略)	1 知事	法別表第1の15の項の下欄に掲げる事務	(略)

改 正		現 行		
	援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの			
2 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	(略)	2 知事 法別表第1の43の項の下欄に掲げる事務	(略)
3 知事	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	3 知事 法別表第2の9の項の第2欄に掲げる事務	(略)
4 知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	4 知事 法別表第2の14の項の第2欄に掲げる事務	(略)
5 知事	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	5 知事 法別表第2の16の項の第2欄に掲げる事務	(略)
6 知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による費	(略)	6 知事 法別表第2の24の項の第2欄に掲げる事務	(略)

改 正			現 行		
	用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの				
7 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	7 知事	法別表第2の26の項の第2欄に掲げる事務	(略)
8 知事	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	8 知事	法別表第2の31の項の第2欄に掲げる事務	(略)
9 知事	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	9 知事	法別表第2の54の項の第2欄に掲げる事務	(略)
10 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便	(略)	10 知事	法別表第2の64の項の第2欄に掲げる事務	(略)

改 正			現 行		
	宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの				
11 知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	11 知事	法別表第2の87の項の第2欄に掲げる事務	(略)
11の2 知事	就学支援金法による就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	11の2 知事	法別表第2の113の項の第2欄に掲げる事務	(略)
11の3 知事	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	11の3 知事	法別表第2の120の項の第2欄に掲げる事務	(略)
12 (略)	(略)	(略)	12 (略)	(略)	(略)
13 知事	別表第1の2の項の右欄に掲げる事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの	13 知事	別表第1の2の項の右欄に掲げる事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
14 知事	別表第1の3の項の右欄に	生活保護法による保護の決定	14 知事	別表第1の3の項の右欄に	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定

改 正			現 行		
	掲げる事務	及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの		掲げる事務	及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
15 知事	生活に困窮する外国人に係る保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	1 (略) 2 <u>児童福祉法</u> による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 3～7 (略) 8 <u>中国残留邦人等支援法</u> <u>による</u> 永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付 <u>又は一時帰国旅費の支給に関する情報</u> であって規則で定めるもの 9 (略) 10 <u>難病法</u> <u>による</u> 特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 11・12 (略)	15 知事	生活に困窮する外国人に係る保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	1 (略) 2 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)</u> による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 3～7 (略) 8 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u> による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、 <u>配偶者支援金</u> 又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 9 (略) 10 <u>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)</u> による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 11・12 (略)
16 知事	私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	1 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護法による保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 2・3 (略)	16 知事	私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	1 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護法による保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 2・3 (略)
16の2 (略)	(略)	(略)	16の2 (略)	(略)	(略)
17 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律	(略)	17 教育委員会	法別表第1の26の項の下欄に掲げる事務	(略)

改 正				現 行			
	による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの						
18 教育委員会	別表第1の10の項の右欄に掲げる事務	(略)		18 教育委員会	別表第1の7の項の右欄に掲げる事務	(略)	
19・20 (略)	(略)	(略)		19・20 (略)	(略)	(略)	
別表第3 (第4条関係)				別表第3 (第4条関係)			
情報照会 執行機関	事 務	情報提供 執行機関	特 定 個 人 情 報	情報照会 執行機関	事 務	情報提供 執行機関	特 定 個 人 情 報
1 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	(略)	1 知事	法別表第2の26の項の第2欄に掲げる事務	(略)	(略)
2 知事	中国残留邦人等支援法による支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	(略)	2 知事	法別表第2の87の項の第2欄に掲げる事務	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)	(略)	3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関	(略)	(略)	4 教育委員会	法別表第2の37の項の第2欄に掲げる事務	(略)	(略)

改 正				現 行			
	する事務 であつて 規則で定 めるもの						
5 教育 委員会	就学支援 金法によ る就学支 援金の支 給に關す る事務で あつて規 則で定め るもの	(略)	(略)	5 教育 委員会	法別表第 2の113の 項の第2 欄に掲げ る事務	(略)	(略)
6～9 (略)	(略)	(略)	(略)	6～9 (略)	(略)	(略)	(略)

2 神奈川県県税条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表
 〈本則関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第81条（略） 附 則 （施行期日）</p>	<p>第1条～第81条（略） 附 則 （施行期日）</p>
<p>第1条 この条例は、昭和45年4月1日から施行し、昭和45年度分の県税から適用する。 （旧条例の廃止）</p>	<p>1 この条例は、昭和45年4月1日から施行し、昭和45年度分の県税から適用する。 （旧条例の廃止）</p>
<p>第2条 神奈川県県税条例（昭和25年神奈川県条例第38号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。 （経過規定）</p>	<p>2 神奈川県県税条例（昭和25年神奈川県条例第38号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。 （経過規定）</p>
<p>第3条 旧条例の規定により課し、又は課すべきであつた県税については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>3 旧条例の規定により課し、又は課すべきであつた県税については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
<p>2 この条例の施行の日前に旧条例又はこれに基づく規則の規定によりした承認、指定、申告、申請、届出その他の処分又は手続でこの条例又はこれに基づく規則に相当の規定があるものは、前項に規定するものを除き、この条例又はこれに基づく規則の相当の規定によりした相当の処分又は手続とみなす。 （この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用）</p>	<p>4 この条例の施行の日前に旧条例又はこれに基づく規則の規定によりした承認、指定、申告、申請、届出その他の処分又は手続でこの条例又はこれに基づく規則に相当の規定があるものは、前項に規定するものを除き、この条例又はこれに基づく規則の相当の規定によりした相当の処分又は手続とみなす。 （この条例施行日前にした行為に対する罰則の適用）</p>
<p>第4条 この条例の施行の日前にした行為及び前条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる県税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （知事の権限の委任の特例）</p>	<p>5 この条例施行の日前にした行為及び附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる県税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （知事の権限の委任の特例）</p>
<p>第5条 第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同項の表3の項中「地方消費税の貨物割に関する事務」とあるのは、「地方消費税に関する事務」とする。 （削除） （県民税の法人税割の税率の特例）</p>	<p>6 第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同項の表3の項中「地方消費税の貨物割に関する事務」とあるのは、「地方消費税に関する事務」とする。 （防災のための施策に係る個人の県民税の均等割の税率の特例）</p>
<p>第6条 令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第14条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。 （中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税）</p>	<p>7 東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条に定める基本理念に基づき緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、第11条の規定にかかわらず、1,500円とする。 （県民税の法人税割の税率の特例）</p>
<p>第6条 令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第14条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。 （中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税）</p>	<p>8 令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第14条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。 （中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税）</p>

改 正	現 行												
<p>第7条 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）で、法人税割の課税標準となる法人税額が年4,000万円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する金額を控除した金額とする。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が2億円以下の法人であるかどうかの判定は、法人税額の課税標準の算定期間の末日の現況によるものとする。</p> <p>第8条 法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する前条第1項の規定の適用については、同項中「年4,000万円」とあるのは、「4,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p> <p>2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。</p> <p>第9条 県と他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人に対して附則第7条第1項の規定を適用する場合において、法人税額が年4,000万円（前条第1項に規定する法人にあつては、同項の規定により読み替えられた金額）以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の金額によるものとする。 (特別法人に係る法人の事業税の税率の特例)</p> <p>第10条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条第1項第2号中</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">100分の4.9</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">↑</p> <p>とあるのは</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円 以下の金額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">100分の4.9</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">100分の5.7</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">↑</p> <p>と、同条第5項第1号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年</p>	各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円 以下の金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の5.7	<p>9 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）で、法人税割の課税標準となる法人税額が年4,000万円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する金額を控除した金額とする。</p> <p>10 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が2億円以下の法人であるかどうかの判定は、法人税額の課税標準の算定期間の末日の現況によるものとする。</p> <p>11 法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する附則第9項の規定の適用については、同項中「年4,000万円」とあるのは、「4,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p> <p>12 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。</p> <p>13 県と他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人に対して附則第9項の規定を適用する場合において、法人税額が年4,000万円（附則第11項に規定する法人にあつては、同項の規定により読み替えられた金額）以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の金額によるものとする。 (特別法人に係る法人の事業税の税率の特例)</p> <p>14 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条第1項第2号中</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">100分の4.9</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">↑</p> <p>とあるのは</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円 以下の金額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">100分の4.9</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">100分の5.7</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">↑</p> <p>と、同条第5項第1号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年</p>	各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円 以下の金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の5.7
各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円 以下の金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の5.7												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円 以下の金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の5.7												

改 正	現 行																				
<p>10億円を超える金額については、100分の5.7)』とする。</p> <p>(法人の事業税の税率の特例)</p>	<p>10億円を超える金額については、100分の5.7)』とする。</p> <p>(法人の事業税の税率の特例)</p>																				
<p>第11条 令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する各事業年度分の法人の事業税の額は、前条の規定により読み替えて適用される第18条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。次項において同じ。）に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>ア 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>(ア) 各事業年度の付加価値額に100分の1.26の税率を乗じて得た金額</p> <p>(イ) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.525の税率を乗じて得た金額</p> <p>(ウ) 各事業年度の所得に100分の1.18の税率を乗じて得た金額</p> <p>イ 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.71</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の5.194</td> </tr> </table> <p>ウ その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.71</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の5.618</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の7.42</td> </tr> </table> <p>(2) 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.06の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞ</p>	各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額	100分の3.71	各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194	各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額	100分の3.71	各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.618	各事業年度の所得のうち 年800万円を超える金額	100分の7.42	<p>15 令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する各事業年度分の法人の事業税の額は、前項の規定により読み替えて適用される第18条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。次項において同じ。）に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>ア 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>(ア) 各事業年度の付加価値額に100分の1.26の税率を乗じて得た金額</p> <p>(イ) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.525の税率を乗じて得た金額</p> <p>(ウ) 各事業年度の所得に100分の1.18の税率を乗じて得た金額</p> <p>イ 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.71</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の5.194</td> </tr> </table> <p>ウ その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.71</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の5.618</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の7.42</td> </tr> </table> <p>(2) 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.06の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞ</p>	各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額	100分の3.71	各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194	各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額	100分の3.71	各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.618	各事業年度の所得のうち 年800万円を超える金額	100分の7.42
各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額	100分の3.71																				
各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194																				
各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額	100分の3.71																				
各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.618																				
各事業年度の所得のうち 年800万円を超える金額	100分の7.42																				
各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額	100分の3.71																				
各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194																				
各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額	100分の3.71																				
各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.618																				
各事業年度の所得のうち 年800万円を超える金額	100分の7.42																				

改 正	現 行												
<p>れ次に定める金額とする。</p> <p>ア 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>(7) 各事業年度の収入金額に100分の0.8025の税率を乗じて得た金額</p> <p>(イ) 各事業年度の付加価値額に100分の0.3885の税率を乗じて得た金額</p> <p>(ウ) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.1575の税率を乗じて得た金額</p> <p>イ 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>(7) 各事業年度の収入金額に100分の0.8025の税率を乗じて得た金額</p> <p>(イ) 各事業年度の所得に100分の1.9425の税率を乗じて得た金額</p> <p>(4) 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。</p> <p>ア 各事業年度の収入金額に100分の0.5184の税率を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.8085の税率を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.336の税率を乗じて得た金額</p> <p>2 県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。)が行う事業に対する事業税の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 特別法人 各事業年度の所得に100分の5.194の税率を乗じて得た金額</p> <p>(2) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7.42の税率を乗じて得た金額</p> <p>3 前2項の場合において、附則第10条に規定する法人の同条に規定する事業年度に係る所得割については、第1項第1号イの表中</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">100分の5.194</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">とあるのは</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">100分の5.194</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">100分の6.042</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194	各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の5.194	各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の6.042	<p>れ次に定める金額とする。</p> <p>ア 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>(7) 各事業年度の収入金額に100分の0.8025の税率を乗じて得た金額</p> <p>(イ) 各事業年度の付加価値額に100分の0.3885の税率を乗じて得た金額</p> <p>(ウ) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.1575の税率を乗じて得た金額</p> <p>イ 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>(7) 各事業年度の収入金額に100分の0.8025の税率を乗じて得た金額</p> <p>(イ) 各事業年度の所得に100分の1.9425の税率を乗じて得た金額</p> <p>(4) 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。</p> <p>ア 各事業年度の収入金額に100分の0.5184の税率を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.8085の税率を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.336の税率を乗じて得た金額</p> <p>16 県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。)が行う事業に対する事業税の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 特別法人 各事業年度の所得に100分の5.194の税率を乗じて得た金額</p> <p>(2) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7.42の税率を乗じて得た金額</p> <p>17 前2項の場合において、附則第14項に規定する法人の同項に規定する事業年度に係る所得割については、附則第15項第1号イの表中</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">100分の5.194</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">とあるのは</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">100分の5.194</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">100分の6.042</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194	各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の5.194	各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の6.042
各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の5.194												
各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の6.042												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の5.194												
各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の6.042												

改 正	現 行
<p>と、前項第1号中「100分の5.194」とあるのは「100分の5.194（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の6.042）」とする。</p>	<p>と、前項第1号中「100分の5.194」とあるのは「100分の5.194（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の6.042）」とする。</p>
<p>(中小法人に対する事業税の不均一課税)</p>	<p>(中小法人に対する事業税の不均一課税)</p>
<p>第12条 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で前条第1項第1号に規定する事業を行うもの（各事業年度の所得金額が年1億5,000万円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項及び同条第2項の規定を適用して計算した事業税額から、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額とする。</p>	<p>18 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第1号に規定する事業を行うもの（各事業年度の所得金額が年1億5,000万円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項及び附則第16項の規定を適用して計算した事業税額から、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額とする。</p>
<p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 前条第1項第1号ア(ア)の金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>イ 前条第1項第1号ア(イ)の金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>ウ 前条第1項第1号ア(ウ)の金額に118分の18を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(2) 特別法人 前条第1項第1号イの金額又は同条第2項第1号の金額に106分の6を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(3) その他の法人 前条第1項第1号ウの金額又は同条第2項第2号の金額に106分の6を乗じて計算した額に相当する金額</p>	<p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 附則第15項第1号ア(ア)の金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>イ 附則第15項第1号ア(イ)の金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>ウ 附則第15項第1号ア(ウ)の金額に118分の18を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(2) 特別法人 附則第15項第1号イの金額又は附則第16項第1号の金額に106分の6を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(3) その他の法人 附則第15項第1号ウの金額又は附則第16項第2号の金額に106分の6を乗じて計算した額に相当する金額</p>
<p>2 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）で前条第1項第2号に規定する事業を行うもの（各事業年度の収入金額が年12億円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項の規定を適用して計算した事業税額から、当該事業税額に106分の6を乗じて計算した額に相当する金額を控除した金額とする。</p>	<p>19 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）で附則第15項第2号に規定する事業を行うもの（各事業年度の収入金額が年12億円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項の規定を適用して計算した事業税額から、当該事業税額に106分の6を乗じて計算した額に相当する金額を控除した金額とする。</p>
<p>3 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で前条第1項第3号に規定する事業を行うもの（各事業年度の収入金額が年12億円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項の規定を適用して計算した事業税額から、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 前条第1項第3号ア(ア)の金額に107分の7を乗じて計算した額に相当する金額</p>	<p>20 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第3号に規定する事業を行うもの（各事業年度の収入金額が年12億円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項の規定を適用して計算した事業税額から、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 附則第15項第3号ア(ア)の金額に107分の7を乗じて計算した額に相当する金額</p>

改 正	現 行
<p>イ 前条第1項第3号ア(イ)の金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>ウ 前条第1項第3号ア(ウ)の金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 前条第1項第3号イ(ア)の金額に107分の7を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>イ 前条第1項第3号イ(イ)の金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p>	<p>イ 附則第15項第3号ア(イ)の金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>ウ 附則第15項第3号ア(ウ)の金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 附則第15項第3号イ(ア)の金額に107分の7を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>イ 附則第15項第3号イ(イ)の金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p>
<p>4 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で前条第1項第4号に規定する事業を行うもの(各事業年度の収入金額が年12億円以下のものに限る。)に対する各事業年度分の事業税額は、同項の規定を適用して計算した事業税額から、次に掲げる金額の合計額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 前条第1項第4号アの金額に108分の8を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(2) 前条第1項第4号イの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(3) 前条第1項第4号ウの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p>	<p>21 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第4号に規定する事業を行うもの(各事業年度の収入金額が年12億円以下のものに限る。)に対する各事業年度分の事業税額は、同項の規定を適用して計算した事業税額から、次に掲げる金額の合計額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 附則第15項第4号ア(イ)の金額に108分の8を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(2) 附則第15項第4号イの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(3) 附則第15項第4号ウの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p>
<p>5 前各項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が2億円以下の法人であるかどうかの判定は、各事業年度の終了の日(法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、その事業年度開始の日から6月の期間の末日)の現況によるものとする。</p>	<p>22 附則第18項から前項までの規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が2億円以下の法人であるかどうかの判定は、各事業年度の終了の日(法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、その事業年度開始の日から6月の期間の末日)の現況によるものとする。</p>
<p>第13条 事業年度が1年に満たない法人に対する前条第1項の規定の適用については、同項中「年1億5,000万円」とあるのは「1億5,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p>	<p>23 事業年度が1年に満たない法人に対する附則第18項の規定の適用については、同項中「年1億5,000万円」とあるのは「1億5,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p>
<p>2 事業年度が1年に満たない法人に対する前条第2項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「年12億円」とあるのは「12億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p>	<p>24 事業年度が1年に満たない法人に対する附則第19項から第21項までの規定の適用については、これらの項中「年12億円」とあるのは「12億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p>
<p>3 附則第8条第2項の規定は、前2項の月数の計算について準用する。</p>	<p>25 附則第12項の規定は、前2項の月数の計算について準用する。</p>
<p>第14条 県と他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に対して附則第12条第1項から第4項までの規定を適用する場合において、所得金額が年1億5,000万円又は収入金額が年12億円(前条第1項又は第2項に規定</p>	<p>26 県と他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に対して附則第18項から第21項までの規定を適用する場合において、所得金額が年1億5,000万円又は収入金額が年12億円(附則第23項又は第24項に規定する法人</p>

改 正	現 行
<p>する法人にあつては、これらの規定により読み替えられたそれぞれの金額) 以下であるかどうかの判定は、法第72条の48の規定により関係都道府県に分割される前の金額によるものとする。</p>	<p>にあつては、これらの項の規定により読み替えられたそれぞれの金額) 以下であるかどうかの判定は、法第72条の48の規定により関係都道府県に分割される前の金額によるものとする。</p>
<p>(不動産取得税の課税標準の特例)</p>	<p>(不動産取得税の課税標準の特例)</p>
<p>第15条 法附則第11条第7項本文に規定する条例で定める割合は10分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は5分の3とする。</p>	<p>27 法附則第11条第7項本文に規定する条例で定める割合は10分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は5分の3とする。</p>
<p>(不動産取得税の税率の特例)</p>	<p>(不動産取得税の税率の特例)</p>
<p>第16条 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第23条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p>	<p>28 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第23条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p>
<p>(不動産取得税の不均一課税)</p>	<p>(不動産取得税の不均一課税)</p>
<p>第17条 多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)第26条に規定する同意基本構想において定められた業務施設集積地区の区域内において、同法第23条第1項に規定する業務核都市基本構想の同法第24条第3項の規定による公表の日(同法第25条第1項の規定による変更の同意があつた場合において、当該変更により新たに定められた中核的民間施設(同法第22条第3項第4号に規定する中核的民間施設をいう。以下同じ。)にあつては、同法第25条第2項において準用する同法第24条第3項の規定による公表の日)から5年を経過する日(以下「経過日」という。)までに中核的民間施設を設置した者(経過日以前に中核的民間施設の建設に着手した者及び当該者から当該中核的民間施設を経過日後に取得した者を含む。)で規則で定めるもの(以下「中核的民間施設設置者」という。)について、その設置に係る中核的民間施設の用に供する家屋のうち規則で定める家屋又はその敷地である土地の取得のうち、規則で定める取得に対して課する不動産取得税の税率は、第23条及び前条の規定にかかわらず、家屋の取得にあつては100分の2と、土地の取得にあつては100分の1.5とする。</p>	<p>29 多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)第26条に規定する同意基本構想において定められた業務施設集積地区の区域内において、同法第23条第1項に規定する業務核都市基本構想の同法第24条第3項の規定による公表の日(同法第25条第1項の規定による変更の同意があつた場合において、当該変更により新たに定められた中核的民間施設(同法第22条第3項第4号に規定する中核的民間施設をいう。以下同じ。)にあつては、同法第25条第2項において準用する同法第24条第3項の規定による公表の日)から5年を経過する日(以下「経過日」という。)までに中核的民間施設を設置した者(経過日以前に中核的民間施設の建設に着手した者及び当該者から当該中核的民間施設を経過日後に取得した者を含む。)で規則で定めるもの(以下「中核的民間施設設置者」という。)について、その設置に係る中核的民間施設の用に供する家屋のうち規則で定める家屋又はその敷地である土地の取得のうち、規則で定める取得に対して課する不動産取得税の税率は、第23条及び前項の規定にかかわらず、家屋の取得にあつては100分の2と、土地の取得にあつては100分の1.5とする。</p>
<p>(不動産取得税の徴収猶予の申請)</p>	<p>(不動産取得税の徴収猶予の申請)</p>
<p>第18条 法附則第11条の4第3項及び第5項において準用する法第73条の25第1項の規定により徴収猶予を受けようとする者は、規則で定める申請書に当該徴収猶予を受けようとする事由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p>30 法附則第11条の4第3項及び第5項において準用する法第73条の25第1項の規定により徴収猶予を受けようとする者は、規則で定める申請書に当該徴収猶予を受けようとする事由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p>
<p>(免税軽油の引取り等に関する規定の準用)</p>	<p>(免税軽油の引取り等に関する規定の準用)</p>
<p>第19条 第49条及び第50条の規定は、法附則第12条の2の7第1項の規定によつて軽油引取税を</p>	<p>31 第49条及び第50条の規定は、法附則第12条の2の7第1項の規定によつて軽油引取税を課さ</p>

改 正	現 行
<p>課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第49条中「法第144条の21第1項」とあるのは「法附則第12条の2の7第2項の規定により読み替えて準用される法第144条の21第1項」と、第50条中「法第144条の27第1項」とあるのは「法附則第12条の2の7第2項の規定により準用される法第144条の27第1項（法附則第12条の2の7第8項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(自動車税の種別割の税率の特例)</p>	<p>ないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第49条中「法第144条の21第1項」とあるのは「法附則第12条の2の7第2項の規定により読み替えて準用される法第144条の21第1項」と、第50条中「法第144条の27第1項」とあるのは「法附則第12条の2の7第2項の規定により準用される法第144条の27第1項（法附則第12条の2の7第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(自動車税の種別割の税率の特例)</p>
<p>第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令第9条の2第1項に規定するものをいう。第3項第2号及び次条第3項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第3項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。次条第3項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令第9条の2第6項に規定するものをいう。次条第3項において同じ。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。次条第1項において同じ。）、第56条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、特種用途自動車（同条第3項第4号イに規定するもの及び同項第5号アに規定するもの（自家用のものに限る。）に限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第56条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（第3項第4号及び第4項第1号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車</p>	<p>32 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令第9条の2第1項に規定するものをいう。附則第34項第2号及び第39項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するものをいう。附則第39項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。附則第39項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令第9条の2第6項に規定するものをいう。附則第39項において同じ。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。附則第37項において同じ。）、第56条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、特種用途自動車（同条第3項第4号イに規定するもの及び同項第5号アに規定するもの（自家用のものに限る。）に限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第56条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（附則第34項第4号及び第35項第1号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車</p>

改 正			現 行		
<p>(第3項第5号及び第4項第2号において「石油ガス自動車」という。)で平成25年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p>			<p>車(附則第34項第5号及び第35項第2号において「石油ガス自動車」という。)で平成25年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p>		
<p>(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(第3項第6号及び第4項第3号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p>			<p>(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(附則第34項第6号及び第35項第3号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p>		
第56条第1項第1号ア(イ)	7,500円	8,600円	第56条第1項第1号ア(イ)	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円		8,500円	9,700円
	9,500円	1万900円		9,500円	1万900円
	1万3,800円	1万5,800円		1万3,800円	1万5,800円
	1万5,700円	1万8,000円		1万5,700円	1万8,000円
	1万7,900円	2万500円		1万7,900円	2万500円
	2万500円	2万3,500円		2万500円	2万3,500円
	2万3,600円	2万7,100円		2万3,600円	2万7,100円
	2万7,200円	3万1,200円		2万7,200円	3万1,200円
	4万700円	4万6,800円		4万700円	4万6,800円
第56条第1項第2号ア(イ)	7,500円	8,200円	第56条第1項第2号ア(イ)	7,500円	8,200円
	1万5,100円	1万6,600円		1万5,100円	1万6,600円
第56条第1項第2号ア(イ)	1万200円	1万1,200円	第56条第1項第2号ア(イ)	1万200円	1万1,200円
	2万600円	2万2,600円		2万600円	2万2,600円
第56条第1項第2号ウ(イ)	6,500円	7,100円	第56条第1項第2号ウ(イ)	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円		9,000円	9,900円
	1万2,000円	1万3,200円		1万2,000円	1万3,200円
	1万5,000円	1万6,500円		1万5,000円	1万6,500円
	1万8,500円	2万300円		1万8,500円	2万300円
	2万2,000円	2万4,200円		2万2,000円	2万4,200円
	2万5,500円	2万8,000円		2万5,500円	2万8,000円
	2万9,500円	3万2,400円		2万9,500円	3万2,400円
	4,700円	5,100円		4,700円	5,100円
第56条第1項第2号ウ(イ)	8,000円	8,800円	第56条第1項第2号ウ(イ)	8,000円	8,800円
	1万1,500円	1万2,600円		1万1,500円	1万2,600円
	1万6,000円	1万7,600円		1万6,000円	1万7,600円
	2万500円	2万2,500円		2万500円	2万2,500円
	2万5,500円	2万8,000円		2万5,500円	2万8,000円
	3万円	3万3,000円		3万円	3万3,000円
	3万5,000円	3万8,500円		3万5,000円	3万8,500円
	4万500円	4万4,500円		4万500円	4万4,500円
	6,300円	6,900円		6,300円	6,900円
第56条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	2万9,100円	第56条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	2万9,100円
	3万2,000円	3万5,200円		3万2,000円	3万5,200円

改 正			現 行		
	3万8,000円	4万1,800円		3万8,000円	4万1,800円
	4万4,000円	4万8,400円		4万4,000円	4万8,400円
	5万500円	5万5,500円		5万500円	5万5,500円
	5万7,000円	6万2,700円		5万7,000円	6万2,700円
	6万4,000円	7万400円		6万4,000円	7万400円
第56条第1項第3号イ	3万3,000円	3万6,300円	第56条第1項第3号イ	3万3,000円	3万6,300円
	4万1,000円	4万5,100円		4万1,000円	4万5,100円
	4万9,000円	5万3,900円		4万9,000円	5万3,900円
	5万7,000円	6万2,700円		5万7,000円	6万2,700円
	6万5,500円	7万2,000円		6万5,500円	7万2,000円
	7万4,000円	8万1,400円		7万4,000円	8万1,400円
	8万3,000円	9万1,300円		8万3,000円	9万1,300円
第56条第1項第4号ア	4,500円	5,100円	第56条第1項第4号ア	4,500円	5,100円
第56条第1項第4号イ	6,000円	6,900円	第56条第1項第4号イ	6,000円	6,900円
第56条第2項	同号	同号（附則第20条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第56条第2項	同号	同号（附則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第56条第2項第1号イ	3,700円	4,100円	第56条第2項第1号イ	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円		4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円		6,300円	6,900円
第56条第2項第2号イ	5,200円	5,700円	第56条第2項第2号イ	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円		6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円		8,000円	8,800円
第56条第3項本文	前2項	前2項（附則第20条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第56条第3項本文	前2項	前2項（附則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
2 前項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（附則第20条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第57条第1項中「同条」とあるのは「同条（附則第20条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。			33 前項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（附則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第57条第1項中「同条」とあるのは「同条（附則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。		
3 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			34 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		

改 正	現 行
<p>(1) 電気自動車</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項に規定するもの</p> <p>(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車</p> <p>(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車及び特種用途自動車（第56条第3項第2号イ、第3号ウ並びに第5号ア及びオに規定するもの（営業用のものに限る。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項第1号から第3号までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項第1号から第3号までにおいて「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項第1号から第3号までにおいて「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの</p> <p>(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車及び特種用途自動車に限る。）のうち、窒素酸化物の</p>	<p>(1) 電気自動車</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項に規定するもの</p> <p>(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車</p> <p>(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車及び特種用途自動車（第56条第3項第2号イ、第3号ウ並びに第5号ア及びオに規定するもの（営業用のものに限る。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項第1号から第3号までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項第1号から第3号までにおいて「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項第1号から第3号までにおいて「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの</p> <p>(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車及び特種用途自動車に限る。）のうち、窒素酸化物の</p>

改 正		現 行	
<p>排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第4項に規定するもの</p>		<p>排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第4項に規定するもの</p>	
<p>(6) 軽油自動車（営業用の乗用車及び特種用途自動車に限る。）のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第5項に規定するもの</p>		<p>(6) 軽油自動車（営業用の乗用車及び特種用途自動車に限る。）のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第5項に規定するもの</p>	
第56条第1項第1号ア(ア)	7,500円	2,000円	
第56条第1項第1号ア(イ)	7,500円	2,000円	
	8,500円	2,500円	
	9,500円	2,500円	
	1万3,800円	3,500円	
	1万5,700円	4,000円	
	1万7,900円	4,500円	
	2万500円	5,500円	
	2万3,600円	6,000円	
	2万7,200円	7,000円	
	4万700円	1万500円	
第56条第1項第1号イ(ア)	2万5,000円	6,500円	
第56条第1項第1号イ(イ)	2万5,000円	6,500円	
	3万500円	8,000円	
	3万6,000円	9,000円	
	4万3,500円	1万1,000円	
	5万円	1万2,500円	
	5万7,000円	1万4,500円	
第56条第1項第1号ア(ア)	7,500円	2,000円	
第56条第1項第1号ア(イ)	7,500円	2,000円	
	8,500円	2,500円	
	9,500円	2,500円	
	1万3,800円	3,500円	
	1万5,700円	4,000円	
	1万7,900円	4,500円	
	2万500円	5,500円	
	2万3,600円	6,000円	
	2万7,200円	7,000円	
	4万700円	1万500円	
第56条第1項第1号イ(ア)	2万5,000円	6,500円	
第56条第1項第1号イ(イ)	2万5,000円	6,500円	
	3万500円	8,000円	
	3万6,000円	9,000円	
	4万3,500円	1万1,000円	
	5万円	1万2,500円	
	5万7,000円	1万4,500円	

改 正			現 行		
	6万5,500円	1万6,500円		6万5,500円	1万6,500円
	7万5,500円	1万9,000円		7万5,500円	1万9,000円
	8万7,000円	2万2,000円		8万7,000円	2万2,000円
	11万円	2万7,500円		11万円	2万7,500円
第56条第1項第2号ア(7)	7,500円	2,000円	第56条第1項第2号ア(7)	7,500円	2,000円
	1万5,100円	4,000円		1万5,100円	4,000円
第56条第1項第2号ア(イ)	1万200円	3,000円	第56条第1項第2号ア(イ)	1万200円	3,000円
	2万600円	5,500円		2万600円	5,500円
第56条第1項第2号ウ(7)	6,500円	2,000円	第56条第1項第2号ウ(7)	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円		9,000円	2,500円
	1万2,000円	3,000円		1万2,000円	3,000円
	1万5,000円	4,000円		1万5,000円	4,000円
	1万8,500円	5,000円		1万8,500円	5,000円
	2万2,000円	5,500円		2万2,000円	5,500円
	2万5,500円	6,500円		2万5,500円	6,500円
	2万9,500円	7,500円		2万9,500円	7,500円
	4,700円	1,200円		4,700円	1,200円
第56条第1項第2号ウ(イ)	8,000円	2,000円	第56条第1項第2号ウ(イ)	8,000円	2,000円
	1万1,500円	3,000円		1万1,500円	3,000円
	1万6,000円	4,000円		1万6,000円	4,000円
	2万500円	5,500円		2万500円	5,500円
	2万5,500円	6,500円		2万5,500円	6,500円
	3万円	7,500円		3万円	7,500円
	3万5,000円	9,000円		3万5,000円	9,000円
	4万500円	1万500円		4万500円	1万500円
	6,300円	1,600円		6,300円	1,600円
第56条第1項第3号ア(7)	1万2,000円	3,000円	第56条第1項第3号ア(7)	1万2,000円	3,000円
	1万4,500円	4,000円		1万4,500円	4,000円
	1万7,500円	4,500円		1万7,500円	4,500円
	2万円	5,000円		2万円	5,000円
	2万2,500円	6,000円		2万2,500円	6,000円
	2万5,500円	6,500円		2万5,500円	6,500円
	2万9,000円	7,500円		2万9,000円	7,500円
第56条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	7,000円	第56条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	7,000円
	3万2,000円	8,000円		3万2,000円	8,000円
	3万8,000円	9,500円		3万8,000円	9,500円
	4万4,000円	1万1,000円		4万4,000円	1万1,000円
	5万500円	1万3,000円		5万500円	1万3,000円
	5万7,000円	1万4,500円		5万7,000円	1万4,500円
	6万4,000円	1万6,000円		6万4,000円	1万6,000円
第56条第1項第3号イ	3万3,000円	8,500円	第56条第1項第3号イ	3万3,000円	8,500円
	4万1,000円	1万500円		4万1,000円	1万500円
	4万9,000円	1万2,500円		4万9,000円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円		5万7,000円	1万4,500円
	6万5,500円	1万6,500円		6万5,500円	1万6,500円
	7万4,000円	1万8,500円		7万4,000円	1万8,500円
	8万3,000円	2万1,000円		8万3,000円	2万1,000円

改 正			現 行			
第56条第1項第4号ア	4,500円	1,500円	第56条第1項第4号ア	4,500円	1,500円	
第56条第1項第4号イ	6,000円	1,500円	第56条第1項第4号イ	6,000円	1,500円	
第56条第2項	同号	同号（附則第20条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第56条第2項	同号	同号（附則第34項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	
第56条第2項第1号ア	3,700円	1,000円	第56条第2項第1号ア	3,700円	1,000円	
第56条第2項第1号イ	3,700円	1,000円	第56条第2項第1号イ	3,700円	1,000円	
	4,700円	1,200円		4,700円	1,200円	
	6,300円	1,600円		6,300円	1,600円	
第56条第2項第2号ア	5,200円	1,300円	第56条第2項第2号ア	5,200円	1,300円	
第56条第2項第2号イ	5,200円	1,300円	第56条第2項第2号イ	5,200円	1,300円	
	6,300円	1,600円		6,300円	1,600円	
	8,000円	2,000円		8,000円	2,000円	
第56条第3項本文	前2項	前2項（附則第20条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第56条第3項本文	前2項	前2項（附則第34項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	
第56条第3項第4号イ(ア)	2万円	5,000円	第56条第3項第4号イ(ア)	2万円	5,000円	
第56条第3項第4号イ(イ)	2万円	5,000円	第56条第3項第4号イ(イ)	2万円	5,000円	
	2万4,400円	6,500円		2万4,400円	6,500円	
	2万8,800円	7,500円		2万8,800円	7,500円	
	3万4,800円	9,000円		3万4,800円	9,000円	
	4万円	1万円		4万円	1万円	
	4万5,600円	1万1,500円		4万5,600円	1万1,500円	
	5万2,400円	1万3,500円		5万2,400円	1万3,500円	
	6万400円	1万5,500円		6万400円	1万5,500円	
	6万9,600円	1万7,500円		6万9,600円	1万7,500円	
	8万8,000円	2万2,000円		8万8,000円	2万2,000円	
4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項第1号ア(イ)及び第4号ア並びに第3項本文の規定の適用については、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める				35 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項第1号ア(イ)及び第4号ア並びに第3項本文の規定の適用については、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める		

改 正		現 行			
<p>窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第6項に規定するもの</p> <p>(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第7項に規定するもの</p> <p>(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第8項に規定するもの</p>		<p>窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第6項に規定するもの</p> <p>(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第7項に規定するもの</p> <p>(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第8項に規定するもの</p>			
第56条第1項第1号ア(イ)	7,500円	4,000円	4,000円		
	8,500円	4,500円	4,500円		
	9,500円	5,000円	5,000円		
	1万3,800円	7,000円	7,000円		
	1万5,700円	8,000円	8,000円		
	1万7,900円	9,000円	9,000円		
	2万500円	1万500円	1万500円		
	2万3,600円	1万2,000円	1万2,000円		
	2万7,200円	1万4,000円	1万4,000円		
	4万700円	2万500円	2万500円		
第56条第1項第4号ア	4,500円	2,500円	2,500円		
第56条第3項本文	前2項	前2項(附則第20条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	前2項(附則第35項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)		
5	前2項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項(附則第20条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、第57条第1項中「同条」とあるのは「同条(附則第20条第3項及び第4項の規定により読み替		36	前2項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項(附則第34項及び第35項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、第57条第1項中「同条」とあるのは「同条(附則第34項及び第35項の規定により読み替えて適用され	

改 正	現 行
<p>えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>第21条 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車若しくは特種用途自動車（第56条第3項第5号アに規定するもので、自家用のものに限る。以下この項において同じ。）であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は特種用途自動車であつて、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこの条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして省令附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車若しくは特種用途自動車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第56条第1項及び第3項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 電気自動車 年額 2万9,500円</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 2万9,500円</p> <p>イ 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの 年額 3万4,500円</p> <p>ウ 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの 年額 3万9,500円</p> <p>エ 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの 年額 4万5,000円</p> <p>オ 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの 年額 5万1,000円</p> <p>カ 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの 年額 5万8,000円</p> <p>キ 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの 年額 6万6,500円</p> <p>ク 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの 年額 7万6,500円</p> <p>ケ 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの 年額 8万8,000円</p>	<p>る場合を含む。）」とする。</p> <p>37 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車若しくは特種用途自動車（第56条第3項第5号アに規定するもので、自家用のものに限る。以下この項において同じ。）であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は特種用途自動車であつて、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこの条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして省令附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車若しくは特種用途自動車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第56条第1項及び第3項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 電気自動車 年額 2万9,500円</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 2万9,500円</p> <p>イ 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの 年額 3万4,500円</p> <p>ウ 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの 年額 3万9,500円</p> <p>エ 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの 年額 4万5,000円</p> <p>オ 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの 年額 5万1,000円</p> <p>カ 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの 年額 5万8,000円</p> <p>キ 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの 年額 6万6,500円</p> <p>ク 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの 年額 7万6,500円</p> <p>ケ 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの 年額 8万8,000円</p>

改 正	現 行
<p>コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 11万1,000円</p> <p>2 特定日の前日までに初回新規登録を受けたキャンピング車（第56条第3項第4号イに規定するものに限る。以下この項において同じ。）であつて、平成28年改正前の地方税法第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこの条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして省令附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがあるキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第56条第3項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 電気自動車 年額 2万3,600円</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 2万3,600円</p> <p>イ 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの 年額 2万7,600円</p> <p>ウ 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの 年額 3万1,600円</p> <p>エ 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの 年額 3万6,000円</p> <p>オ 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの 年額 4万800円</p> <p>カ 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの 年額 4万6,400円</p> <p>キ 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの 年額 5万3,200円</p> <p>ク 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの 年額 6万1,200円</p> <p>ケ 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの 年額 7万400円</p> <p>コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 8万8,800円</p> <p>3 前2項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第20条第1項各号に掲げるものに対</p>	<p>コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 11万1,000円</p> <p>38 特定日の前日までに初回新規登録を受けたキャンピング車（第56条第3項第4号イに規定するものに限る。以下この項において同じ。）であつて、平成28年改正前の地方税法第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこの条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして省令附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがあるキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第56条第3項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 電気自動車 年額 2万3,600円</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 2万3,600円</p> <p>イ 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの 年額 2万7,600円</p> <p>ウ 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの 年額 3万1,600円</p> <p>エ 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの 年額 3万6,000円</p> <p>オ 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの 年額 4万800円</p> <p>カ 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの 年額 4万6,400円</p> <p>キ 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの 年額 5万3,200円</p> <p>ク 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの 年額 6万1,200円</p> <p>ケ 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの 年額 7万400円</p> <p>コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 8万8,800円</p> <p>39 前2項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第32項各号に掲げるものに対する当</p>

改 正			現 行		
<p>する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
附則第21条第1項第2号ア	2万9,500円	3万3,900円	附則第37項第2号ア	2万9,500円	3万3,900円
附則第21条第1項第2号イ	3万4,500円	3万9,600円	附則第37項第2号イ	3万4,500円	3万9,600円
附則第21条第1項第2号ウ	3万9,500円	4万5,400円	附則第37項第2号ウ	3万9,500円	4万5,400円
附則第21条第1項第2号エ	4万5,000円	5万1,700円	附則第37項第2号エ	4万5,000円	5万1,700円
附則第21条第1項第2号オ	5万1,000円	5万8,600円	附則第37項第2号オ	5万1,000円	5万8,600円
附則第21条第1項第2号カ	5万8,000円	6万6,700円	附則第37項第2号カ	5万8,000円	6万6,700円
附則第21条第1項第2号キ	6万6,500円	7万6,400円	附則第37項第2号キ	6万6,500円	7万6,400円
附則第21条第1項第2号ク	7万6,500円	8万7,900円	附則第37項第2号ク	7万6,500円	8万7,900円
附則第21条第1項第2号ケ	8万8,000円	10万1,200円	附則第37項第2号ケ	8万8,000円	10万1,200円
附則第21条第1項第2号コ	11万1,000円	12万7,600円	附則第37項第2号コ	11万1,000円	12万7,600円
附則第21条第2項第2号ア	2万3,600円	2万7,100円	附則第38項第2号ア	2万3,600円	2万7,100円
附則第21条第2項第2号イ	2万7,600円	3万1,700円	附則第38項第2号イ	2万7,600円	3万1,700円
附則第21条第2項第2号ウ	3万1,600円	3万6,300円	附則第38項第2号ウ	3万1,600円	3万6,300円
附則第21条第2項第2号エ	3万6,000円	4万1,400円	附則第38項第2号エ	3万6,000円	4万1,400円
附則第21条第2項第2号オ	4万800円	4万6,900円	附則第38項第2号オ	4万800円	4万6,900円
附則第21条第2項第2号カ	4万6,400円	5万3,300円	附則第38項第2号カ	4万6,400円	5万3,300円
附則第21条第2項第2号キ	5万3,200円	6万1,100円	附則第38項第2号キ	5万3,200円	6万1,100円
附則第21条第2項第2号ク	6万1,200円	7万300円	附則第38項第2号ク	6万1,200円	7万300円
附則第21条第2項第2号ケ	7万400円	8万900円	附則第38項第2号ケ	7万400円	8万900円
附則第21条第2項第2号コ	8万8,800円	10万2,100円	附則第38項第2号コ	8万8,800円	10万2,100円
4 前3項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前			40 前3項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前		

改 正	現 行
<p>3項（附則第21条第1項から第3項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）と、第57条第1項中「同条」とあるのは「同条（附則第21条第1項から第3項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>（固定資産税の不均一課税）</p>	<p>3項（附則第37項から第39項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）と、第57条第1項中「同条」とあるのは「同条（附則第37項から第39項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>（固定資産税の不均一課税）</p>
<p>第22条 中核的民間施設設置者について、その設置に係る中核的民間施設の用に供する構築物のうち、規則で定める構築物で法第740条に規定する大規模の償却資産に該当するものに対して県が課する固定資産税の税率は、法第342条の規定により市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度以内においては、第69条の規定にかかわらず、100分の0.7とする。</p> <p>（水源環境の保全及び再生に係る個人の県民税の税率の特例）</p>	<p>41 中核的民間施設設置者について、その設置に係る中核的民間施設の用に供する構築物のうち、規則で定める構築物で法第740条に規定する大規模の償却資産に該当するものに対して県が課する固定資産税の税率は、法第342条の規定により市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度以内においては、第69条の規定にかかわらず、100分の0.7とする。</p> <p>（水源環境の保全及び再生に係る個人の県民税の税率の特例）</p>
<p>第23条 水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、令和6年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税について、次の各号に定めるところにより、税率の特例措置を講ずる。</p> <p>(1) 所得割の税率は、第9条の規定にかかわらず、100分の4.025（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2.025）とする。</p> <p>(2) 均等割の税率は、第11条の規定にかかわらず、1,300円とする。</p> <p>（寄附金税額控除の特例の対象となる放棄）</p>	<p>42 水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、令和4年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税について、次の各号に定めるところにより、税率の特例措置を講ずる。</p> <p>(1) 所得割の税率は、第9条の規定にかかわらず、100分の4.025（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2.025）とする。</p> <p>(2) 均等割の税率は、第11条及び附則第7項の規定にかかわらず、1,800円（令和6年度から令和8年度までの各年度分にあつては、1,300円）とする。</p> <p>（寄附金税額控除の特例の対象となる放棄）</p>
<p>第24条 法附則第60条第1項に規定する住民の福祉の増進に寄与する放棄として道府県の条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。</p>	<p>43 法附則第60条第1項に規定する住民の福祉の増進に寄与する放棄として道府県の条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。</p>

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成16年神奈川県条例第62号）
新旧対照表

〈附則第3項関係〉

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略） （不動産取得税の不均一課税） 第3条 企業立地支援事業を行う者（令和6年4月1日から令和10年3月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る前条第1号の規定による認定の申請をした者に限る。）が、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税の税率は、神奈川県県税条例第23条及び同条例附則第16条の規定にかかわらず、<u>これらの規定に定める率に2分の1を乗じて得た率とし、同条例附則第17条の規定は適用しない。</u></p>	<p>第1条・第2条（略） （不動産取得税の不均一課税） 第3条 企業立地支援事業を行う者（令和6年4月1日から令和10年3月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る前条第1号の規定による認定の申請をした者に限る。）が、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税の税率は、神奈川県県税条例第23条及び同条例附則第28項の規定にかかわらず、<u>同条又は同項に定める率に2分の1を乗じて得た率とし、同条例附則第29項の規定は適用しない。</u></p>

神奈川県水源環境保全・再生基金条例（平成17年神奈川県条例第88号）新旧対照表

〈附則第4項関係〉

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略） （積立額） 第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。 （1）神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）<u>附則第23条</u>に規定する税率（以下「特例税率」という。）の適用がある個人の県民税の収入額から特例税率の適用がないものとして計算した場合のその相当額を控除した額 （2）（略） 第4条～第8条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （積立額） 第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。 （1）神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）<u>附則第42項</u>に規定する税率（以下「特例税率」という。）の適用がある個人の県民税の収入額から特例税率の適用がないものとして計算した場合のその相当額を控除した額 （2）（略） 第4条～第8条（略）</p>

3 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例（平成30年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条（略） （事業税の課税免除）</p> <p>第2条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和9年3月31日までの間に、法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。）をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年又は当該日の属する事業年度開始の日以後3年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第2条の規定により計算した額に対しては、事業税を課さない。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第6条（略）</p>	<p>第1条（略） （事業税の課税免除）</p> <p>第2条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。）をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年又は当該日の属する事業年度開始の日以後3年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第2条の規定により計算した額に対しては、事業税を課さない。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第6条（略）</p>